



発行 新潟県

第 39 号

令和5年5月23日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

42 新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（経営普及課）

告 示

- 629 新潟県立万代島美術館観覧料の徴収事務の委託（文化課）
- 630 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 631 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 632 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 633 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 634 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 635 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 636 公共測量の実施通知（監理課）
- 637 公共測量の実施通知（監理課）
- 638 指定確認検査機関の業務区域の減少（建築住宅課）

公 告

- 特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）

病院局告示

7 公金の収納事務の委託（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 62 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 63 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 64 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 65 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（選挙管理委員会）
- 66 政治資金規正法による資金管理団体の届出（選挙管理委員会）
- 67 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）
- 68 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）

規 則

新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月23日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第42号

新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年新潟県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(趣旨)	(趣旨)
<p>第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、<u>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）</u>の定めるところにより経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）及び沿岸漁業改善資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金の貸付けの事業を行うものとし、その貸付けについては、法、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号。以下「政令」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）、農商工等連携促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）、農林漁業バイオ燃料法、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成20年農林水産省・経済産業省令第1号）、6次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成20年農林水産省・経済産業</p>	<p>第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）及び<u>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）</u>の定めるところにより経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）の貸付けの事業を行うものとし、その貸付けについては、法、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号。以下「政令」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）、農商工等連携促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）、農林漁業バイオ燃料法、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）、6次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）及び<u>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農</u></p>

省・環境省令第1号)、6次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成23年政令第15号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成23年農林水産省令第7号)、みどりの食料システム法、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令(令和4年政令第229号)及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則(令和4年農林水産省令第42号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(貸付資格の認定)

第3条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするもの(以下「借受希望者」という。)は、貸付資格認定申請書(以下「認定申請書」という。)に次の各号に掲げるものの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 知事は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに法第7条第1項(法第12条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定による認定(以下「貸付資格の認定」という。)の可否を決定するものとする。

3 知事は、貸付資格の認定を行うと決定したときは、貸付資格認定書(以下「認定書」という。)を借受希望者に交付するとともに、その旨を、当該借受希望者の住所地をその地区内に含む漁業協同組合(以下「漁協」という。)の長及び東日本信用漁業協同組合連合会(以下「信漁連」という。)の長(第16条ただし書の規定により当該貸付けに係る認定申請書が漁協を経由しないで提出された場合にあつては、信漁連の長)に通知するものとする。

4 知事は、貸付資格の認定を行わないと決定したときは、その旨を、借受希望者及び当該借受希望者の住所地をその地区内に含む漁協の長(第16条ただし書の規定により当該貸付けに係る認定申請書が漁協を経由しないで提出された場合にあつては、借受希望者)に通知するものとする。

(連帯保証人)

第4条 県が行う法第3条第1項の貸付け(以下「県による貸付け」という。)を受けようとする借受希望者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 (略)

3 県による貸付けを受けようとする借受希望者が

林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成23年農林水産省令第7号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(貸付資格の認定等の申請)

第3条 貸付けを受けようとするもの(以下「借受希望者」という。)は、貸付資格認定申請書(以下「認定申請書」という。)及び貸付申請書に次の各号に掲げるものの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(連帯保証人)

第4条 借受希望者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 (略)

3 借受希望者が団体である場合には、その構成員

団体である場合には、その構成員のうち当該借受けによつて受益する者（その者が特定されない場合にあつては、団体の理事等）を当該団体の連帯保証人としなければならない。

(県による貸付けの手続)

第5条 県による貸付けを受けようとする借受希望者は、貸付申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに県による貸付けの可否を決定するものとする。

3 知事は、県による貸付けを行うと決定したときは、貸付決定通知書を借受希望者に交付するとともに、その旨を、当該借受希望者の住所地をその地区内に含む漁協の長及び信漁連の長（第16条ただし書の規定により当該貸付けに係る貸付申請書が漁協を経由しないで提出された場合にあつては、信漁連の長）に通知するものとする。

4 知事は、県による貸付けを行わないと決定したときは、その旨を、借受希望者及び当該借受希望者の住所地をその地区内に含む漁協の長（第16条ただし書の規定により当該貸付けに係る貸付申請書が漁協を経由しないで提出された場合にあつては、借受希望者）に通知するものとする。

(借用証書)

第6条 借受希望者は、前条第3項の規定による通知を受けたときは、借用証書を知事に提出しなければならない。

(融資機関による貸付けの手続)

第7条 融資機関が行う法第3条第2項の貸付け（以下「融資機関による貸付け」という。）を受けようとする借受希望者は、貸付申請書に認定書又は認定申請書の写しを添えて、融資機関に提出しなければならない。

2 融資機関は、前項の規定による申請については、貸付資格の認定を受けていることを確認したときは、速やかに貸付決定通知書を借受希望者に交付するものとする。

3 借受希望者は、前項の規定による通知を受けたときは、借用証書を融資機関に提出しなければならない。

(県貸付金の貸付けの手続)

のうち当該借受けによつて受益する者（その者が特定されない場合にあつては、団体の理事等）を当該団体の連帯保証人としなければならない。

(貸付資格の認定等の決定)

第5条 知事は、第3条の規定により認定申請書及び貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに法第7条第1項の認定及び貸付けの可否を決定するものとする。

2 知事は、法第7条第1項の認定及び貸付けを行うと決定したときは、貸付資格認定書及び貸付決定通知書を借受希望者に交付するとともに、その旨を、当該借受希望者の住所地をその地区内に含む漁業協同組合（以下「漁協」という。）の長及び東日本信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）の長（第13条ただし書の規定により当該貸付けに係る認定申請書及び貸付申請書が漁協を経由しないで提出された場合にあつては、信漁連の長）に通知するものとする。

3 知事は、法第7条第1項の認定及び貸付けを行わないと決定したときは、その旨を、借受希望者及び当該借受希望者の住所地をその地区内に含む漁協の長（第13条ただし書の規定により当該貸付けに係る認定申請書及び貸付申請書が漁協を経由しないで提出された場合にあつては、借受希望者）に通知するものとする。

(借用証書)

第6条 借受希望者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、借用証書を知事に提出しなければならない。

第8条 県が行う法第3条第2項の貸付け(以下「県貸付金の貸付け」という。)を受けようとする融資機関は、県貸付金貸付申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに県貸付金の貸付けの可否を決定するものとする。この場合において、知事は、県貸付金の貸付けを行うと決定したときは県貸付金貸付決定通知書を融資機関に交付し、県貸付金の貸付けを行わないと決定したときはその旨を融資機関に通知するものとする。

3 融資機関は、県貸付金の貸付けを受ける際に、県貸付金借用証書を知事に提出するものとする。

4 融資機関は、県貸付金の貸付けを受けたときは、速やかに、借受希望者に対し沿岸漁業改善資金の貸付けを行うものとする。

(県貸付金の貸付けの条件)

第9条 融資機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにその旨を知事に報告し、その指示に従わなければならない。

(1) 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となつた場合

2 融資機関は、県貸付金の貸付けに係る資金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならず、また、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。

(貸付資格の認定等の取消し)

第10条 知事は、借受希望者又は沿岸漁業改善資金の貸付けを受けたもの(以下「借受者」という。)が第3条各号に規定する計画を達成する見込みがなくなつたと認められるときは、貸付資格の認定を取り消し、貸付資格認定取消書によりその旨を借受希望者又は借受者に通知するものとする。

2 知事又は融資機関は、前項に規定する場合のほか、借受希望者が、第5条第3項又は第7条第2項の規定による貸付決定通知書の交付を受けた日から30日以内に借用証書を提出しないときは、当該貸付けの決定を取り消すものとする。

(償還金の支払猶予)

第11条 借受者が、法第10条(法第12条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定による償還金の支払の猶予を申請しようとするときは、支払猶予申請書に次に掲げる区分により証明書又は診

(貸付資格の認定等の取消し)

第7条 知事は、借受希望者又は貸付けを受けたもの(以下「借受者」という。)が第3条各号に規定する計画を達成する見込みがなくなつたと認められるときは、法第7条第1項の認定を取り消し、貸付資格認定取消書によりその旨を借受希望者又は借受者に通知するものとする。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、借受希望者が、第5条第2項の規定による貸付決定通知書の交付を受けた日から30日以内に借用証書を提出しないときは、当該貸付けの決定を取り消すものとする。

(償還金の支払猶予)

第8条 借受者が、法第10条の規定による償還金の支払の猶予を申請しようとするときは、支払猶予申請書に次に掲げる区分により証明書又は診断書を添えて別に定める期日までに、知事に提出しな

<p>断書を添えて別に定める期日までに、県による貸付けを受けている場合にあつては知事に、融資機関による貸付けを受けている場合にあつては融資機関に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>第5条第2項から第4項までの規定は、償還金の支払の猶予について準用する。</u></p> <p>3 <u>融資機関は、政令第8条第3項の規定によりみなして適用する地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の6第1項第5号の規定による履行期限の延長を受けようとするときは、県貸付金支払猶予申請書に、第1項の規定により融資機関に提出された支払猶予申請書の写しを添えて、知事に提出するものとする。</u></p> <p>(事業計画の変更)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 <u>第3条第2項から第4項までの規定は、事業計画の変更について準用する。</u></p> <p>第13条 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第16条 この規則の規定により知事又は融資機関に提出する書類は、当該書類を提出するものの住所をその地区内に含む漁協を経由して提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、書類を漁協を経由して提出することが困難であると知事が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(様式)</p> <p>第17条 <u>第3条第1項の認定申請書及び事業計画書、同条第3項の認定書、第5条第1項及び第7条第1項の貸付申請書、第5条第3項及び第7条第2項の貸付決定通知書、第6条の借用証書、第8条第1項の県貸付金貸付申請書、同条第2項の県貸付金貸付決定通知書、同条第3項の県貸付金借用証書、第10条第1項の貸付資格認定取消書、第11条第1項の支払猶予申請書、同条第3項の県貸付金支払猶予申請書、第12条第1項の事業計画変更承認申請書並びに第13条の事業完了報告書の様式は、別に定めるものとする。</u></p> <p>第18条 (略)</p>	<p>なければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>第5条の規定は、償還金の支払の猶予について準用する。</u></p> <p>(事業計画の変更)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 <u>第5条の規定は、事業計画の変更について準用する。</u></p> <p>第10条 (略)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第13条 この規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類を提出するものの住所地をその地区内に含む漁協を経由して提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、書類を漁協を経由して提出することが困難であると知事が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(様式)</p> <p>第14条 <u>第3条の認定申請書、貸付申請書及び事業計画書、第5条第2項の貸付資格認定書及び貸付決定通知書、第6条の借用証書、第7条第1項の貸付資格認定取消書、第8条第1項の支払猶予申請書、第9条第1項の事業計画変更承認申請書並びに第10条の事業完了報告書の様式は、別に定めるものとする。</u></p> <p>第15条 (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第629号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立万代島美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 委託した事務

「ヨシタケシンスケ展かもしれない」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務

2 前売観覧券販売期間

令和5年5月26日から令和5年7月28日まで

3 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟市中央区八千代1丁目6番1号 新潟伊勢丹内 Kijトラベル新潟伊勢丹トラベルコーナー	新潟市中央区女池北1丁目1番1号 新潟運輸株式会社 旅行事業部長 齋藤 宏樹
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内 新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1 新潟県職員生活協同組合 理事長 小岩 徹郎
新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店万代店	新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店 代表取締役 廣木 正廣
新潟市西区坂井砂山3丁目6-55 株式会社文信堂書店新大前店	
新潟市中央区八千代2丁目1番2号 万代シテイビルボードプレイス	新潟市中央区万代1丁目6番1号 新潟交通株式会社 代表取締役 星野 佳人
新潟市中央区寄居町915番地 ナガイ画材	新潟市中央区寄居町915番地 有限会社ナガイ画材 代表取締役 永井 辰典
新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生協同組合購買部	新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生協同組合 専務理事 高橋 伸嘉
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 情報工房DOC朱鷺メッセ店	新潟市中央区和合町2丁目4番18号 株式会社第一印刷所 代表取締役 遠山 亮
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 エブリーワン	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 株式会社ワイエムビー 代表取締役 志水 謙一
新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 理事長 佐藤 秀則
新潟市中央区八千代2丁目1番1号 シネ・ウインド	新潟市中央区八千代2丁目1番1号 有限会社新潟市民映画館 代表取締役 齋藤 正行
新潟市秋葉区蒲ヶ沢109番地1 新潟市新津美術館	新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号 株式会社NK S コーポレーション新潟支店 支店長 中野 幸広

新潟市中央区万代3丁目1番1号 メディアシップ1階 インフォメーションセンター えん	新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社新潟日報社 代表取締役 佐藤 明
新潟市中央区西大畑町5191-9 新潟市美術館	新潟市東区紫竹5丁目10番60号 旭ビル管理株式会社 代表取締役 那須野 眞智子
新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター 代表理事 廣岡 信行
長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター 理事長 高橋 譲
十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター 理事長 関口 芳史
柏崎市東本町2丁目5番22号 わたじん書店	柏崎市東本町2丁目5番22号 株式会社わたじん 代表取締役社長 渡辺 孝丸
全国セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、 ミニストップの各店舗	新潟市中央区東万代町1番30号 新潟第一生命ビルディング3階 株式会社JTB新潟支店 新潟支店長 馬場 亮
アソビュー株式会社のウェブサイト	東京都品川区大崎1丁目11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8F アソビュー株式会社 代表取締役CEO 山野 智久

4 委託期間

令和5年5月26日から令和5年8月21日まで

◎新潟県告示第630号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新潟市の新潟北土地改良区の定款の変更を令和5年5月15日認可した。

令和5年5月23日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第631号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、胎内市の胎内川沿岸土地改良区の定款の変更を令和5年5月15日認可した。

令和5年5月23日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第632号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、北蒲原郡聖籠町の一部を受益地域とする県営蓮潟地区区画整理(経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月23日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和5年5月24日から令和5年6月20日まで

3 縦覧に供する場所

北蒲原郡聖籠町役場

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第633号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和5年5月23日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 退任

監事 南魚沼市畦地223番地 梶山 健一

退任年月日 令和5年4月21日

◎新潟県告示第634号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営高士東部地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月23日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和5年5月24日から令和5年6月20日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表す

る者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第635号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、糸魚川市の糸魚川市能生土地改良区の定款変更を令和5年5月16日認可した。

令和5年5月23日

新潟県糸魚川地域振興局長

◎新潟県告示第636号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北陸農政局信濃川左岸流域農業水利事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和5年6月9日から令和5年11月22日まで
- 3 作業地域 新潟県小千谷市大字千谷川地内ほか

◎新潟県告示第637号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加茂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（委計第1号 加茂市都市空間情報デジタル基盤構築業務委託）
- 2 作業期間 令和5年4月19日から令和6年3月23日まで
- 3 作業地域 加茂市一円

◎新潟県告示第638号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の22第2項の規定により、指定確認検査機関から次のとおり業務区域を減少した旨の届出があった。

令和5年5月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 業務区域を減少した指定確認検査機関
一般財団法人にいがた住宅センター
- 2 業務区域の減少の範囲
中間検査及び完了検査に関する業務区域のうち佐渡市及び岩船郡粟島浦村
- 3 業務区域を減少した年月日
令和5年4月1日

公 告

特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。）第

13条第1項及び第2項の規定による関係市町村の長等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和5年5月23日

新潟県知事 花角 英世

1 特定施設の名称、新設にかかる土地の所在地及び設置者

名称 アークガレリア長岡

所在地 長岡市喜多町字鑑潟754番2 外106筆

設置者 ・アークランズ株式会社

・ほか2者

2 届出の概要及び公告日

概要 条例第8条第1項の規定による新設の届出

公告日 令和5年2月14日

3 意見の概要

(1) 長岡市長の意見の概要

意見なし

(2) 新潟市長の意見の概要

意見なし

(3) 三条市長の意見の概要

意見なし

(4) 柏崎市長の意見の概要

意見なし

(5) 小千谷市長の意見の概要

意見なし

(6) 十日町市長の意見の概要

意見なし

(7) 見附市長の意見の概要

意見なし

(8) 燕市長の意見の概要

意見なし

(9) 魚沼市長の意見の概要

意見なし

(10) 弥彦村長の意見の概要

意見なし

(11) 出雲崎町長の意見の概要

意見なし

(12) 刈羽村長の意見の概要

意見なし

(13) 関係市町村の住民等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(長岡市商工部産業支援課、新潟市経済部商業振興課、三条市経済部商工課、柏崎市産業振興部商業観光課、小千谷市商工振興課、十日町市産業観光部産業政策課、見附市地域経済課、燕市産業振興部商工振興課、魚沼市経済産業部商工課、弥彦村観光商工課、出雲崎町産業観光課及び刈羽村産業政策課でも閲覧可能)

5 縦覧期間

令和5年5月23日から令和5年6月23日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和5年5月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名称 新村上ショッピングプラザ
 所在地 村上市仲間町197番 外
 設置者 イオンリテール株式会社 他1者
- 2 届出の概要及び公告日
 概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出
 公告日 令和5年1月6日
- 3 意見の概要
 (1) 村上市からの意見の概要
 意見なし
 (2) 居住者等の意見の概要
 意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
 新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間
 令和5年5月23日から令和5年6月23日まで

病院局告示

◎新潟県病院局告示第7号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年5月23日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

- 1 委託した事務
 新潟県立がんセンター新潟病院における外来駐車場の利用料金収納事務
- 2 受託者の住所及び名称
 新潟市中央区下所島2丁目8番14号
 株式会社YARUSHIKA
- 3 委託期間
 令和5年5月1日から令和6年3月31日まで

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和5年5月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
チームしらFC	品田史夫	品田史夫	新潟県柏崎市東本町1-6-12モーリエⅢ	R5.04.06

		1 F		
長岡市政を再起 動する会	山田博	長谷川幸 子	新潟県長岡市千手2-3-43	R5. 04. 24
西脇厚後援会	西脇厚	平井一己	新潟県新潟市江南区曾川乙343番地2	R5. 04. 19
ふかいし和栄後 援会	岩崎芳昭	深石仁満	新潟県妙高市大字吉木新田38番地	R5. 04. 21
宮澤一照後援会 (宝照会)	宮澤一照	宮澤恵美	新潟県妙高市大字関山妙高山国有林内	R5. 04. 13
宮沢さやか後援 会	渡辺幸明	宮澤大輔	新潟県北蒲原郡聖籠町網代浜1074	R5. 04. 20

◎新潟県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年5月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

政治団体の 名称	代表者 の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党 新潟県港湾 支部	濱崎昇	代表者の氏名	濱崎昇	田中量	R5. 04. 01
		会計責任者の 氏名	小林浩之	山添一男	R5. 04. 01
自由民主党 新潟県私立 保育園連盟 支部	伊東一男	会計責任者の 氏名	桃生鎮雄	松野敬	R4. 05. 01
自由民主党 見附支部	佐野勇	会計責任者の 氏名	渋谷芳則	村田啓助	R5. 03. 28
自由民主党 山古志支部	関正史	主たる事務所 の所在地	新潟県長岡市山古 志東竹沢甲235-乙	新潟県長岡市古志 虫亀929	R5. 03. 28
		代表者の氏名	関正史	松田栄次	R5. 03. 28

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の 名称	代表者 の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
池田ちか子 後援会	伊部繁一	主たる事務所 の所在地	新潟県柏崎市上田 尻3141番地13	新潟県柏崎市上田 尻2938番地4	R5. 04. 01
佐藤ひさお 後援会	浜口鶴蔵	代表者の氏名	浜口鶴蔵	佐々木英之	R5. 03. 31
清水史郎後 援会	平井俊雄	主たる事務所 の所在地	新潟県妙高市大字 関川711	新潟県妙高市石塚 町1-22-5	R5. 04. 11
税理士によ る鷲尾英一	大矢隆治	主たる事務所 の所在地	新潟県長岡市柏町 2-2-25	新潟県燕市吉田法 花堂1205番地7	R5. 04. 01

郎後援会		代表者の氏名	大矢隆治	田中税務会計事務所 所内	
		会計責任者の氏名	笠輪浩	田中操	R5.04.01
				捧みちる	R5.04.01
関常幸後援会	関常幸	代表者の氏名	関常幸	北村洋成	R3.04.01
		会計責任者の氏名	関昌夫	関久良	R3.04.01
高鳥修一後援会	高橋信雄	代表者の氏名	高橋正彦	丸山秀一	R5.04.03
新潟県税理士政治連盟	池淳一	代表者の氏名	池淳一	高橋潔	R5.04.01
羽下貢後援会	桜井英暢	代表者の氏名	桜井英暢	斎藤史郎	R5.04.01
丸山勝総後援会	堀勝栄	代表者の氏名	堀勝栄	丸山勝総	R5.01.10
森川豊後援会	栢森敏	代表者の氏名	栢森敏	小柳寅治	R5.04.24

◎新潟県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年5月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政治団体の名称

ア . 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党小須戸支部	阿部松雄	R5.03.31
自由民主党新潟県新潟市秋葉区第二支部	阿部松雄	R5.03.31

イ . その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
チームしらFC	品田史夫	R5.03.31
新潟を維新する会	野口光晃	R5.03.24
西脇厚後援会	西脇厚	R4.12.31
未来への政治を改革する会	野口よそ美	R5.03.24
宮澤一照後援会（宝照会）	宮澤一照	R5.04.13
宮沢さやか後援会	渡辺幸明	R4.12.31

◎新潟県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年5月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

令和3年分

(単位 円)

[政党の支部]

自由民主党相川支部

報告年月日 05.03.22

1 収入総額	792,494
前年繰越額	694,494
本年收入額	98,000
2 支出総額	0
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (10人)	28,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	70,000
自由民主党新潟県支部連合会	70,000

自由民主党小須戸支部

報告年月日 05.04.07

1 収入総額	154,533
前年繰越額	6,933
本年收入額	147,600
2 支出総額	134,200
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (22人)	27,600
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	120,000
自由民主党新潟県支部連合会	120,000
4 支出の内訳	
政治活動費	134,200
組織活動費	47,200
選挙関係費	87,000

自由民主党新潟県新潟市秋葉区第二支部

報告年月日 05.04.07

1 収入総額	41,437
前年繰越額	27,037
本年收入額	14,400
2 支出総額	0
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (13人)	14,400

[資金管理団体]

晋和会

資金管理団体の届出をした者の氏名

飯野 晋

資金管理団体の届出に係る公職の種類

県議会議員

報告年月日 05.03.29

1 収入総額	1,761,291
前年繰越額	1,751,271
本年收入額	10,020
2 支出総額	300,000

3 本年收入の内訳	
寄附	10,000
個人分	10,000
その他の収入	20
1件10万円未満のもの	20
4 支出の内訳	
政治活動費	300,000
寄附・交付金	300,000
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	10,000

[その他の団体]

飯野すすむ後援会

報告年月日 05.03.29

1 収入総額	343,065	
前年繰越額	43,065	
本年收入額	300,000	
2 支出総額	288,153	
3 本年收入の内訳		
寄附	300,000	
政治団体分	300,000	
4 支出の内訳		
経常経費	198,745	
光熱水費	18,606	
備品・消耗品費	49,507	
事務所費	130,632	
政治活動費	89,408	
機関紙誌の発行その他の事業費	19,525	
宣伝事業費	19,525	
調査研究費	69,883	
5 寄附の内訳		
〔政治団体分〕		
晋和会	300,000	新潟市北区

いとうちほ後援会

報告年月日 05.03.31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

大矢ひろみつ後援会

報告年月日 05.04.21

1 収入総額	0
2 支出総額	0

小澤実後援会

報告年月日 05.03.30

1 収入総額	529,935
前年繰越額	379,933
本年收入額	150,002

2	支出総額	296,139
3	本年收入の内訳	
	寄附	150,000
	個人分	150,000
	その他の収入	2
	一件10万円未満のもの	2
4	支出の内訳	
	経常経費	196,139
	備品・消耗品費	196,139
	政治活動費	100,000
	機関紙誌の発行その他の事業費	100,000
	機関紙誌の発行事業費	100,000
5	寄附の内訳	
	〔個人分〕	
	年間5万円以下のもの	150,000

嶋村まゆ子後援会やろっそBASE

報告年月日 05.04.27

1	収入総額	0
2	支出総額	0

関常幸後援会

報告年月日 05.03.27

1	収入総額	77,919
	前年繰越額	77,919
2	支出総額	0

チームしらFC

報告年月日 05.04.06

1	収入総額	0
2	支出総額	0

西脇厚後援会

報告年月日 05.04.19

1	収入総額	0
2	支出総額	0

宮澤一照後援会（宝照会）

報告年月日 05.04.13

1	収入総額	0
2	支出総額	0

宮沢さやか後援会

報告年月日 05.04.20

1	収入総額	0
2	支出総額	0

吉村重敏後援会

報告年月日 05.04.14

1	収入総額	1,971
	前年繰越額	1,971

2 支出総額 0

令和4年分

[その他の団体]

西脇厚後援会

報告年月日 05.04.19(04.12.31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

宮沢さやか後援会

報告年月日 05.04.20(04.12.31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

◎新潟県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和5年5月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

資金管理団体 の届出をした 者(代表者) の氏名	公職の種類	資金管理団体の 名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
-----------------------------------	-------	---------------	------------	-------

土田竜吾 県議会議員 土田竜吾後援会 新潟県上越市東本町1-3-49 R5.04.13

◎新潟県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和3年11月26日付け新潟県選挙管理委員会告示第92号の一部を次のとおり改める。

令和5年5月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

訂正報告年月日 令和5年5月12日

政治団体の名称 智水会

(報告年月日 令和3年3月25日)中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
2 支出総額	327,487	325,661
4 支出の内訳		
経常経費	323,667	321,841
事務所費	323,667	321,841

訂正報告年月日 令和5年5月12日

政治団体の名称 西村ちなみと100人委員会

(報告年月日 令和3年3月25日)中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
2 支出総額	743,223	744,371
4 支出の内訳		
経常経費	233,387	234,535

事務所費	169,437	170,585
------	---------	---------

◎新潟県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和4年11月29日付け新潟県選挙管理委員会告示第110号の一部を次のとおり改める。

令和5年5月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

訂正報告年月日 令和5年4月20日

政治団体の名称 自由民主党新潟県新潟市西区第一支部

（報告年月日 令和4年3月25日）中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	2,460,128	2,376,128
本年收入額	1,784,000	1,700,000
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費	(135人) 84,000	

訂正報告年月日 令和5年5月12日

政治団体の名称 智水会

（報告年月日 令和4年5月6日）中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	6,461,513	6,463,339
前年繰越額	985,513	987,339

訂正報告年月日 令和5年5月12日

政治団体の名称 西村ちなみと100人委員会

（報告年月日 令和4年5月6日）中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	5,149,108	5,147,960
前年繰越額	723,108	721,960